

**大阪市こども計画
(令和7年度～令和11年度)の策定と、
こどもの権利を保障する取組の
推進について**

1 大阪市こども計画について

計画の背景と趣旨

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されて以来、大阪市においても、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期・後期）（平成17年度～平成26年度）を策定し、施策を推進してきました。

平成24年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て3法が制定され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられましたため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして、「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。

令和5年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」と、その基本的な方針等を定めた「こども大綱」が制定され、「こども基本法」第10条において、市町村には、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されています。

大阪市では、本計画をこども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、大阪市におけるこども・若者や子育て当事者を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進します。

- ・子ども・子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

上記4つの法に基づく計画を一体のものとして策定

計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

- こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している
- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

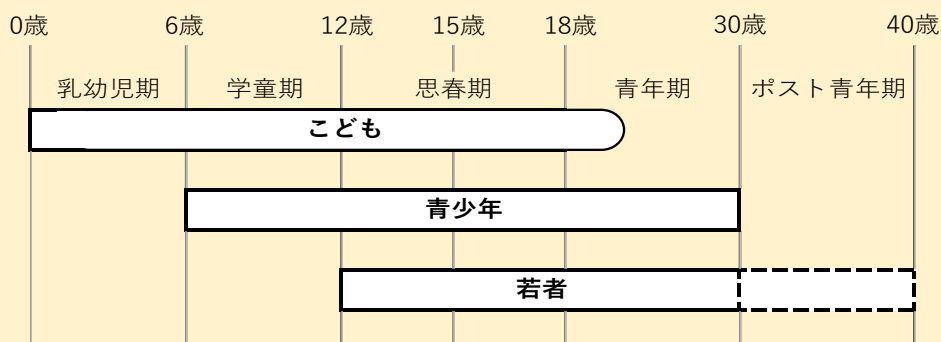
《本計画における定義》

こども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者。

青少年：学童期から青年期までの者。（6歳～おおむね30歳未満）

若者：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象

（12歳～40歳未満）



2 計画の基本的な考え方

基本理念

こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します

次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会

こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会

誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる

「こどもまんなか社会」の実現

計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、
『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

1. 笑顔はじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち

- すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として幸せな状態を実感しながら成長できる

2. こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち

- 不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる
- 安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で生活を送ることができる

3. 子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

- 身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる
- 自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

重視する8つの視点

1 こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視します。

2 すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

3 こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

4 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

5 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども・若者は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども・若者の幸せな未来を志向し、乳幼児期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく長期的な視野から支援します。また、結婚、妊娠前から妊娠期、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します。

6 市民の力や多様な社会資源が最大限に生きるよう取り組みます

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、従来から「人と人とのつながり」による住民相互の「声かけ」、「見守り」、「助けあい」、「支え合い」があり、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多様な社会資源が集積しています。こうした大阪市が持つ強みが最大限に生きるよう取り組みます。

7 仕事と生活の調和を可能とする取組を社会全体で推進します

市民一人ひとりが、希望するキャリアを諦めることなく、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができるよう、企業や関係機関と連携し、社会全体で仕事と生活の調和を可能とする取組を推進します。また、社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会の実現に向け取り組みます。

8 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・若者は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべてのこども・若者を健やかにはぐくんでいくためにも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって、社会総がかりで取り組んでいきます。

施策の5つの基本方向

基本 方向 1

～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

基本 方向 2

～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

基本 方向 3

～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

基本 方向 4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境に関わらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

基本 方向 5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

3 こどもの権利を保障する取組の推進について

こども・若者の声

令和5年4月施行のこども基本法に基づき、こども施策を実施するにあたり対象となるこども又は若者の意見を反映させるため、大阪市内在住のこどもや若者から、本市の「こども施策」について、思っていること、感じていることなど、さまざまな声を募集します。

令和5年8月～

こども・若者の声の受付開始（これまでに117件の声を受付）

こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画 及び意見聴取の取組

こども基本法第11条の理念に基づき、「大阪市こども・子育て支援会議」にこども・若者委員を委嘱するなど、こども・若者当事者の声の施策への反映や政策決定過程への参画及び意見聴取の取組を推進します。

令和6年11月

こども・子育て支援会議に、こども・若者委員を1名委嘱
（令和7年5月にもう1名委嘱し、現在2名）

令和7年4月

児童福祉審議会条例改正（定員の増）
→こども・若者委員の委嘱を行っていく予定

社会的養護と一時保護所で生活するこどもの権利擁護の推進

児童養護施設等の社会的養護やこども相談センターの一時保護所で生活しているこどもに対し、当該こどもの日常生活に関することや措置等について、こどもが十分に理解できるよう説明し、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる決定を行います。また、こども自らの意見を表明する機会を保障し、こどもの意見形成・意見表明等を支援します。

令和6年4月1日

児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置

令和6年度～

こどもの権利擁護環境整備事業実施